

# 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ団体ガバナンス支援委員会設置要綱

(令和2年3月31日令和元年度要綱第29号)

改正 令和2年9月23日令和2年度要綱第8号 令和5年3月28日令和4年度要綱第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央競技団体のガバナンス機能不全による不祥事事案が発生し、第三者による調査等が必要となる事態が生じた際に、当該中央競技団体からの求めに応じ、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が中央競技団体に対して必要な支援を行うために設置するスポーツ団体ガバナンス支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 委員会は、中央競技団体が設置する不祥事に関する第三者調査の支援を行うものとする。

2 前項に掲げる支援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中央競技団体が設置する第三者調査の委員の選定に関する助言

(2) 中央競技団体が設置する第三者調査の進め方等に関する助言

(組織)

第3条 委員会は、センター役職員以外の外部有識者で構成するものとする。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員)

第4条 委員は、中央競技団体の運営等に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、スポーツ・インテグリティ・ユニットの業務を担当する理事が招集する。

2 前項の場合において、理事が必要と認めるときは、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 やむを得ない事由により委員会を開くことができない場合において、理事が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録による審議を行うことができる。

(利害関係者の排除)

第6条 委員は、自らが関係する中央競技団体の支援等には参画しないものとする。

(役職員の出席)

第7条 センターの役職員は、委員会に出席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。

(守秘義務)

第8条 審議の過程は非公開とする。

2 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、スポーツ・インテグリティ・ユニット運営調整課において処理する。

(運営の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事運営上必要な事項は、委員会において定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年9月23日令和2年度要綱第8号)

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

#### 附 則(令和5年3月28日令和4年度要綱第43号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。